

東京都市計画低層階商業業務誘導地区の変更（杉並区決定）

変更概要

都市計画低層階商業業務誘導地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
低層階商業 業務誘導地区	約 11.9 ha (12.1)	杉並区低層階商業業務誘導地区建築条例（平成 15 年 12 月 8 日条例第 47 号） 〔規制の概要〕 商業地域及び近隣商業地域内に指定し、商業及び業務の活性化を図るため、延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物を対象に、原則として、建築物の 1 階に、1 階の床面積の 2 分の 1 以上、かつ、当該建築物の延べ面積の 10 分の 1 以上を店舗、事務所等の用途に限定するなど必要な用途制限を行う。
合 計	約 11.9 ha (12.1)	

種 類	変更前面積	変更後面積	備考
低層階商業 業務誘導地区	約 12.1 ha	約 11.9 ha	地理情報システム (GIS) により計測した結果、面積を変更する。位置及び区域の変更はない。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：用途地域の変更に伴い、低層階商業業務誘導地区の面積を変更する。